施設関係者評価実施要項

こども園さかえ

【目的】

○施設関係者評価は、こども園さかえ保護者会役員等の施設関係者が、園職員による自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、施設・家庭等が園の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、こども園運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。

【施設関係者評価のあり方】

○施設関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。

○施設及び施設関係者評価の評価者は、評価を進めるに当たり、施設関係者評価が園と保護者等を結ぶコミュニケーション・ツールであることを留意する。また、評価者は、家庭・地域においてはこども園運営改善のための窓口の一つであると同時に園の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。

【施設関係者評価の実施】

○施設関係者評価者は、園が行った自己評価の結果について評価することを基本とする。具体的には、下記の 5 段階の基準で評価する。

「5」…十分達成されている。　「4」…達成されている。　「3」…どちらでもない。
「2」…取り組まれているが成果が出ない。　「1」…取り組みが不十分である。

○施設関係者評価は毎年 1 回行い、評価を取りまとめ、評価報告書を作成することとする。

○園は自己評価及び施設関係者評価の結果報告書を（法人本部）に提出する。

○園は園だより、ホームページ等の方法により、結果を広く公表する。また結果及びそれを踏まえた今後の改善方法策を工夫し、情報提供する。

○設置者は施設評価結果の報告書に示された園の特色や課題に向けた取組状況等により、園の教育・保育活動その他運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえて、園に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う。

《令和５年度施設関係者評価》　　こども園さかえ

	評　価　項　目	評　価
1	設置者の教育及び保育理念、基本方針、めざす子ども像を踏まえた園の運営がなされているか	5
2	園の状況を踏まえた教育及び保育目標が設定されているか	5
3	園の教育保育課程の編成・実施の考え方について、教職員間の共通理解がなされているか	5
4	幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、個々の教職員が理解しているか	4
5	指導計画の立案と実施が適切になされているか	5
6	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った、乳幼児の発達に即した教育及び保育がなされているか	5
7	園児の病気やけが等の情報提供が行われているか	5
8	日常の健康観察や疾病予防のための取り組み、健康診断が実施されているか	5
9	避難訓練を通して、教職員・園児の安全対応能力の向上を図るための取り組みがなされているか	5
10	特別な支援が必要な幼児のための施設や学校の利用者との交流が図られているか	5
11	園と医療・福祉等の医療機関との連携がなされているか。	4
12	職員会議、ケース会議等が定期的に行われているか	5
13	園内研修が定期的に行われているか	5
14	園外研修に参加しているか	4
15	自己研鑽による職員の資質の向上が図られているか	4
16	自己評価が行われているか	5
17	園に関する様々な情報提供(園だより、参観日等)が行われているか	5
18	施設運営への保護者、地域住民の参画及び協力が行われているか	5
19	子育ての支援(延長保育、一時預かり等)が行われているか	5
20	遊具、玩具、絵本等が整備されているか	5

(施設関係者)　保護者の代表　　10 名

評価方法　５…十分達成されている　４…達成されている　３…どちらでもない、
２…取り組まれているが成果が十分ではない　　１…取り組みが不十分である